

令和5年度 第1回秩父市総合教育会議 次第

令和5年6月16日（金）15時～

歴史文化伝承館5階 第1会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

(1) 子供たちのスポーツを取り巻く環境について

(2) 心の教育について

4 その他

5 閉 会

(1) 子供たちのスポーツを取り巻く環境について

運動部活動

生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するもの

学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制を整えるようにする

令和4年度 秩父市部活動の設置状況(男子・女子・男女合同)(R4 中学校体育調査 中学1~3年対象)

ソフトテニス (5・8・0)	バスケット (6・5・0)	バレーボール (1・8・0)
ソフトボール (0・3・0)	サッカー (5・0・1)	陸上競技 (0・0・2)
卓球 (4・2・1)	剣道 (1・1・3)	柔道 (0・0・3)
野球 (2・0・1)		

運動部活動加入率男子 82.7% (608名) 女子 67.5% (504名)

男女 75.0% (1,112名)

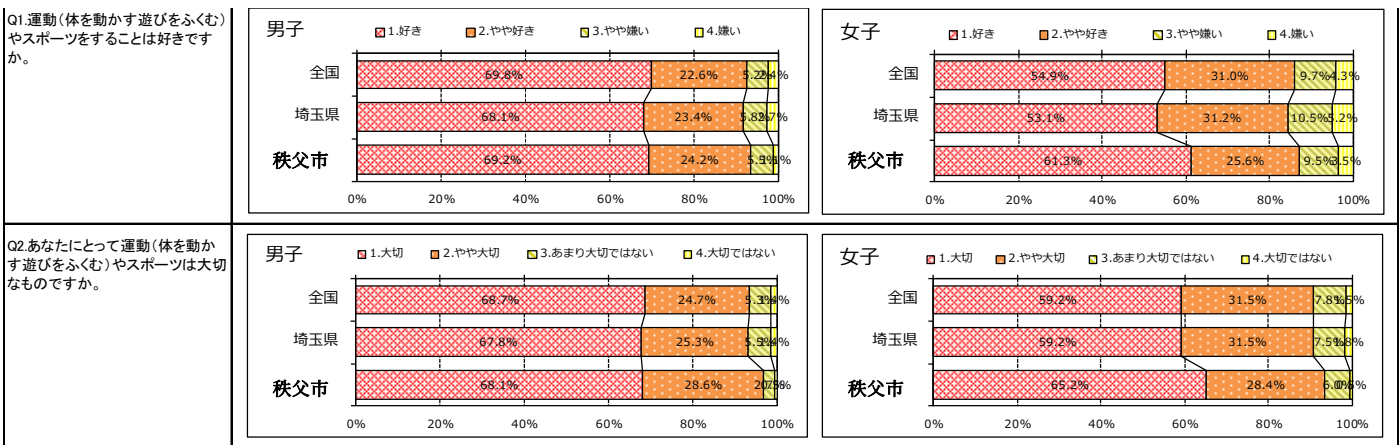
令和4年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果(概要)について

- ・体力合計点については、令和元年度調査から連続して小・中学校の男女ともに低下した。
- 【小・中学校の50m走、20mシャトルラン、中学校の持久走、上体起こし、反復横とび】は低下

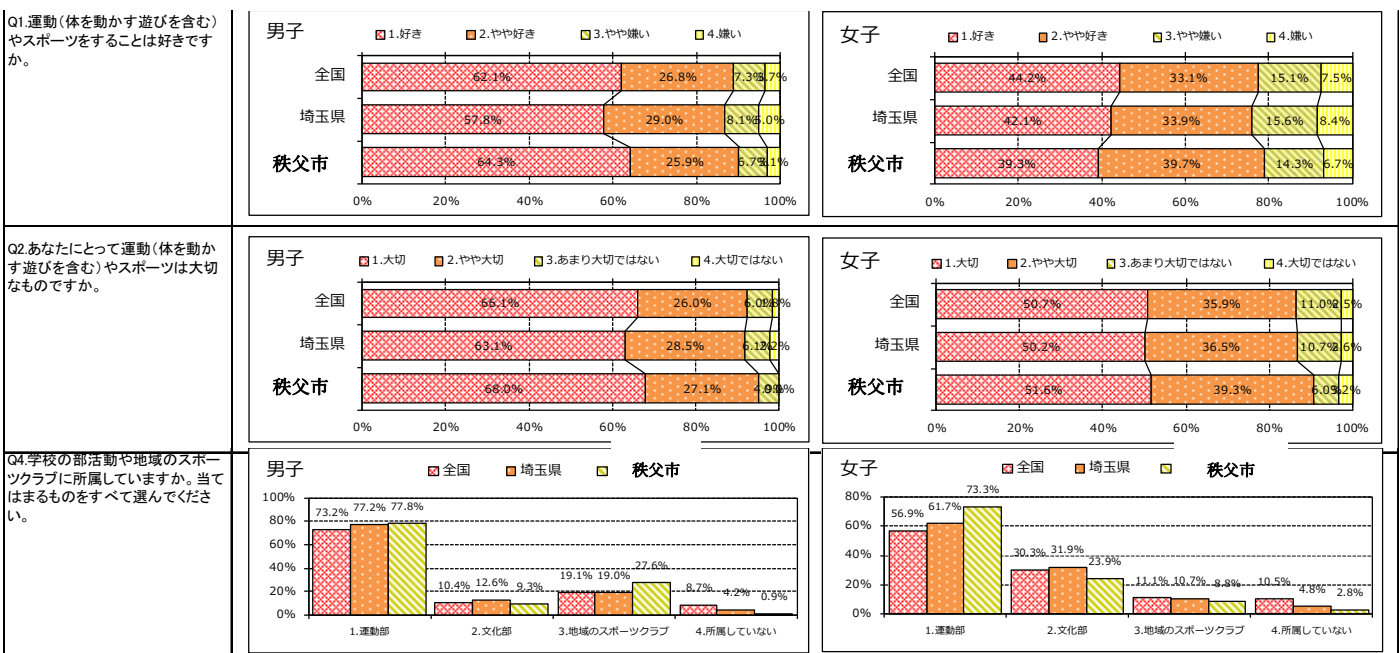
秩父市の現状

- ・体力合計点については、全国の平均値は上回っているものの、令和元年度調査から連続して小学校の男女ともに低下した。中学校については、令和元年度調査からほぼ横ばいの状態を維持している。

令和4年度 全国体力・運動能力、運動習慣等調査 質問紙調査(小学校)



令和4年度 全国体力・運動能力、運動習慣等調査 質問紙調査(中学校) 中学校2年生対象



(2)心の教育について

【心の教育の充実を図るために】

秩父市では、知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を身に付けることや心豊かな人間関係、青少年の健全育成を目指し、学校・家庭・地域が一体となった教育を進めている。（秩父市教育大綱）

家庭や地域と連携しながら、全ての教育活動を通じて「心の教育」を推進していくことが必要である。

【秩父市教育委員会・秩父市公立学校としての取組】

令和5年度学校教育推進プラン 2 豊かな人間力と健やかな体の育成

- (1) いじめ・不登校対策の充実
- (2) 教育相談体制の充実
- (3) 体力の向上と学校体育活動の推進
- (4) 道徳教育の充実と人権教育の推進
- (5) 特別支援教育の充実

道徳教育・「特別の教科 道徳」の充実 22項目のうちの一つ（中学校） 希望と勇気、克己と強い意志

より高い目標を設定し、その達成を目指し、希望と勇気を持ち、**困難や失敗を乗り越えて着実にやり遂げる**こと。

〔小学校〕〔希望と勇気、努力と強い意志〕

〔第1・2学年〕自分のやるべき勉強や仕事をしっかりと行うこと。

〔第3・4学年〕自分でやろうと決めた目標に向かって、強い意志を持ち、粘り強くやり抜くこと。

〔第5・6学年〕より高い目標を立て、希望と勇気を持ち、**困難があってもくじけずに努力して物事をやり抜く**

保健体育科

小学5年生の体育（保健領域）の「不安や悩みへの対処」

- ・不安や悩みへの対処

解決を目指して知識及び技能を習得したり、解決の方法を考え、判断する

対処方法にはいろいろあることを理解するとともに、不安や悩みを緩和するための対処の方法を行う

中学1年生の保健体育（保健分野）の「ストレスへの対処」

- ・ストレスの原因、自分や周囲の状況に応じた対処の仕方を選ぶことが大切であることを理解できるようにする
- ・リラクセーションの方法等を取り上げ、ストレスによる心身の負担を軽くするような対処の方法ができる

非認知能力の育成

テストで計測される学力やIQなどとは違い
自分の感情をコントロールして行動する力があるなど性格的な特徴のようなもの

学習規律の定着など落ち着いた学級づくりと、
学力や非認知能力の伸びの状況は強く関係
⇒

保護者や地域の方々が積極的に諸活動と関係している学校
良い学級経営（落ち着いた学級づくり）を実現している傾向
（埼玉県教育委員会 義務教育指導課）

【家庭での教育】

乳幼児期からの親子の愛情による絆で結ばれた家族とのふれ合いを通じて、子どもが**基本的な生活習慣・生活能力、人に対する信頼感、豊かな情操、他人に対する思いやりや善悪の判断などの基本的倫理観、自立心や自制心、社会的なマナー**などを身につける上で重要な役割を担うもの。

人生を自ら切り拓いていく上で欠くことのできない**職業観、人生観、創造力、企画力**といったものも**家庭教育の基礎**の上に培われるもの。（今後の家庭教育支援の充実についての懇談会（平成14年7月））

教育基本法

（家庭教育）

第10条 父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに自立心を育成し心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。
2 国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

